

回数 〔年度〕	問 題
第66回 〔平成28年度〕	<p>酒税法において、納税義務の成立した酒税について、法定の理由がある場合に一定の条件の下でその酒税が免除される制度がある。</p> <p>この制度に関して次の各問いに答えなさい。</p> <p>(1) 酒税法第28条（未納税移出）及び酒税法第28条の3（未納税引取）の制度が設けられている趣旨について述べなさい。</p> <p>(2) 酒税法第28条の3（未納税引取）の規定を適用するために必要な酒税法上の手続について述べなさい。</p> <p>(3) 酒税法第28条の3（未納税引取）において、どのような場合に未納税引取の規定の適用を受けることができるか述べなさい。</p>